

公立大学法人青森公立大学の利益処分における市の取り扱い

1 経営努力認定等の取扱い

(1) 自己収入から生じた利益

自己収入から生じた利益は、経営努力によるものと認定し、目的積立金に整理する。

(2) 運営費交付金収益(使途を特定している経費分を除く。以下同じ。)から生じた利益

運営費交付金の算定の際、平成21年度は実績及び経営効率も考慮し所要額を積み上げ、その平成21年度を基準額として、平成22年度以降も同様に見込んでいることから、運営費交付金収益から生じた利益は経営努力によるものと認定し、目的積立金に整理する。

ただし、次の場合にあっては、関係経費相当額を積立金に整理し、中期目標期間終了後に市に返還する。

- ・学部並びに修士及び博士課程の学生収容定員の合計の充足率が一定率(90%)を下回った場合

本来行うべき業務が行われなかったものとみなし、学生収容定員を下回った学生に係る教育経費相当額を積立金に整理する。

2 運営費交付金債務として繰り越すもの

- (1) 天変地異等による業務の中断等、予定された事業が行われていないと明らかに認められる場合については、未実施の業務経費相当額を運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標期間終了後に市に返還する。なお、翌事業年度に事業を実施した場合は、その一部又は全部を収益化し、収益化しなかった運営費交付金債務は、中期目標期間終了後に市に返還する。

- (2) 市派遣職員、プロパー職員の退職手当に要する経費及び臨時的に要する経費(更新備品費、その他配慮を要する経費)として交付された特別運営費交付金、大規模修繕及び高額設備に要する経費として交付される施設整備費補助金については、費用の発生額がそれぞれの算定時の見込みより少ない場合、その残余は特別運営費交付金又は施設整備費補助金債務のまま翌事業年度の財源として繰り越しすることとし、翌事業年度に交付すべき交付金等については、繰り越された財源を含め調整して交付する。